

議第20号

茨城県議会の議員の議員報酬，期末手当及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例

上記議案を別紙のとおり茨城県議会会議規則第14条第2項の規定により
提出します。

令和4年9月6日

茨城県議会議長 伊 沢 勝 徳 殿

提出者 茨城県議会議会運営委員会委員長 西 野 一

茨城県議会の議員の議員報酬，期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

茨城県議会の議員の議員報酬，期末手当及び費用弁償に関する条例（平成 13 年茨城県条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の次に次の 1 条を加える。

第 3 条の 2 議会の議員が，一の定例会の会期の全ての会議及び委員会（以下「会議等」という。）を欠席したときは，その任期中，当該会期の終了日の属する月の翌月分から同日後初めて会議等に出席する定例会の会期の最初の日の属する月の前月分までの議員報酬は，これを支給しない。ただし，次に掲げる場合は，この限りでない。

- (1) 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 42 年茨城県条例第 38 号）第 1 条に規定する公務上の災害又は通勤による災害のために欠席したとき。
- (2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 18 条第 1 項に規定する患者又は無症状病原体保有者となったために欠席したとき。
- (3) 出産の予定日の 6 週間（多胎妊娠の場合にあつては，14 週間）前から産後 8 週間以内において欠席したとき。
- (4) 負傷又は疾病の療養のために欠席した場合であつて，医師の診断書の提出があつたとき（議長がやむを得ないものと認めるときに限る。）。
- (5) 前各号に定めるもののほか，議長が特にやむを得ない事情があると認めるとき。

2 議会の議員が，被告人又は被疑者として身体の拘束を受けたことにより，一の定例会の会期の全ての会議等を欠席した場合において，その事件につき公訴を提起しない処分があつたとき又は無罪の裁判が確定したときは，前項の規定により支給されなかった期間に係る議員報酬を支給する。

第 4 条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず，前条第 1 項の規定の適用がある場合における期末手当の額は，前項の規定により算出された額から，当該額に基準日（職員の給与に関する条例（昭和 27 年茨城県条例第 9 号）第 22 条第 1 項に規定する基準日をいう。）以前 6 月以内の期間における前条第 1 項の規定により議員報酬を支給されないこととなる月数を当該期間におけるその者の在職期間の月数で除して得た数を乗じて得た額を減じた額とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 2 1 号

安倍晋三元内閣総理大臣に哀悼の意を表し、暴力に屈しない健全な
民主主義を守る決議

上記議案を別紙のとおり茨城県議会会議規則第 1 4 条第 1 項の規定により
提出します。

令和 4 年 9 月 2 0 日

茨城県議会議長 伊 沢 勝 徳 殿

提出者	茨城県議会議員	海 野	透
	同	葉 梨	衛
	同	西 條	昌 良
	同	白 田	信 夫
	同	飯 塚	秋 男
	同	細 谷	典 幸
	同	小 川	一 成
	同	川 津	隆
	同	山 岡	恒 夫
	同	森 田	悦 男
	同	常 井	洋 治
	同	石 井	邦 一
	同	高 崎	進

安倍晋三元内閣総理大臣に哀悼の意を表し、暴力に屈しない健全な
民主主義を守る決議

去る7月8日、安倍晋三元内閣総理大臣が参議院議員選挙の応援演説中に銃撃され、逝去されるという前代未聞の事件が発生した。

暴力によって言論を封殺することは断じてあってはならず、選挙期間中における暴挙は、民主主義の根幹を揺るがす行為であり、決して許されるものではない。

安倍晋三元内閣総理大臣は、憲政史上、最も長く政権を担われ、力強いリーダーシップにより、内政・外交の両面にわたり、我が国の発展に貢献された。

また、本県に対しても、G20茨城つくば貿易・デジタル経済大臣会合の誘致実現及び本県に甚大な被害をもたらした平成27年9月の関東・東北豪雨の際には、すぐに現地を訪れて被災者に寄り添い、被災地域の復興に御尽力いただくなど、様々なお力添えをいただいた。

ここに茨城県議会は、安倍晋三元内閣総理大臣への哀悼の意を表するとともに、暴力に屈しない健全な民主主義と、安全・安心な県民生活の実現に取り組むことを表明する。

以上、決議する。

令和4年 9月 日

茨 城 県 議 会

議第 2 2 号

防災・減災、国土強靱化対策の更なる推進を求める意見書

上記議案を別紙のとおり茨城県議会会議規則第 1 4 条第 1 項の規定により提出します。

令和 4 年 9 月 2 8 日

茨城県議会議長 伊 沢 勝 徳 殿

提出者	茨城県議会議員	海 野	透
	同	葉 梨	衛
	同	西 條	昌 良
	同	白 田	信 夫
	同	飯 塚	秋 男
	同	細 谷	典 幸
	同	小 川	一 成
	同	川 津	隆
	同	山 岡	恒 夫
	同	森 田	悦 男
	同	常 井	洋 治
	同	石 井	邦 一
	同	長谷川	重 幸
	同	齋 藤	英 彰
	同	高 崎	進

防災・減災、国土強靱化対策の更なる推進を求める意見書

令和元年東日本台風や房総半島台風など、近年の気候変動により頻発化・激甚化する自然災害から国民の生命と財産を守るため、令和3年度より新たに対策が重点的・集中的に講じられることとなった「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を着実に実施するとともに、こうした取組の更なる加速化・深化を図ることが極めて重要である。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大やウクライナ情勢による物価高騰などにより、経済の下振れリスクが高まる中、税収の減少、感染拡大防止対策費や社会保障関係費、インフラ施設等の老朽化対策費の増加などにより、厳しい財政運営が懸念される。

以上のことから、下記の事項を実施するよう要望する。

記

- 1 令和元年東日本台風により被害を受けた河川等の迅速な災害復旧に取り組むとともに、再度の災害発生を防止するための改良復旧に必要な予算を確保すること。
- 2 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に必要な予算・財源を確保し、計画的に事業を推進するとともに、5か年加速化対策後も、予算・財源を通常予算とは別枠で確保し継続的に取り組むこと。
- 3 久慈川の災害復旧・復興などで、迅速かつ機動的に実施されている国の権限代行が円滑に推進されるよう地方整備局等の体制の充実・強化や災害対応に必要な資機材の更なる確保を図ること。
- 4 経済の下支えとなる公共投資を確実に推進していくため、当該公共投資に係る地方負担を軽減する財政措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和4年 月 日

茨城県議会議長 伊 沢 勝 徳

(提出先)

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
国土交通大臣
内閣官房長官
国土強靱化担当大臣
内閣府特命担当大臣(防災)

議第23号

障害者虐待防止法の改正等を求める意見書

上記議案を別紙のとおり茨城県議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和4年9月28日

茨城県議会議長 伊 沢 勝 徳 殿

提出者	茨城県議会議員	海 野	透
	同	葉 梨	衛
	同	西 條	昌 良
	同	白 田	信 夫
	同	飯 塚	秋 男
	同	細 谷	典 幸
	同	小 川	一 成
	同	川 津	隆
	同	山 岡	恒 夫
	同	森 田	悦 男
	同	常 井	洋 治
	同	石 井	邦 一
	同	鈴 木	将
	同	川 口	政 弥
	同	齋 藤	英 彰
	同	高 崎	進

障害者虐待防止法の改正等を求める意見書

現在、国は「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」という。）において、虐待を未然に防止するために、障害者福祉施設従事者等による虐待を発見した者に対し、市町村等への速やかな通報義務を課している。

一方で、医療機関の医療従事者等による障害者への虐待については、既存の法令で対応可能な部分があることなどから、障害者虐待防止法の通報義務の対象となっていないが、令和2年4月に厚生労働省が行った調査によると、精神科病院で医療従事者による虐待が疑われる事例が平成27年度から令和元年度までの5年間で72件あったとされている。

この背景には、60年以上前の昭和33年に国が定めた医療法におけるいわゆる精神科特例により、精神科の医療機関の医療従事者の人員配置標準を一般病院と比較して医師数は3分の1、看護師と准看護師は3分の2と規定したことにより医療従事者に負担が生じていることや、精神科の病床に対する診療報酬が一般病床の約3割に止まり、人員を十分に配置できないことがあると考えられる。

今後、障害者への虐待を根絶していくためには、障害者の虐待防止に向けた取組を更に推進するとともに、医療機関の医療従事者等による虐待についても、障害者虐待防止法に規定する市町村等への通報義務の対象として加えることが重要である。

さらに、精神科の医療機関の患者に対する適正な処遇を確保するため、医師や看護師等の人員配置の見直しや、病院経営の基盤強化に向けた施策も不可欠な取組である。

よって、国会及び政府に対し、精神科の医療機関における虐待を防止するため、次の事項に取り組むよう強く要望する。

記

- 1 国などで行われている障害者虐待防止・権利擁護研修制度の拡充や取組参考例の周知等を更に進めることにより、障害者の虐待防止に向けた取組を更に推進すること。
- 2 障害者虐待防止法を改正し、虐待発見時の市町村等への通報義務対象に、医療機関の医療従事者等による虐待を発見した者を加えることとし、併せて、その通報者に対する法的保護を規定すること。
- 3 精神科特例を見直すとともに、診療報酬の改善など精神科の医療機関の経営基盤を強化するための施策に取り組み、医療や介護に携わる方々の人材確保と待遇改善を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和4年 9月 日

茨城県議会議員 伊 沢 勝 徳

(提出先)

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
厚生労働大臣
共生社会担当大臣

議第24号

電気料金をはじめとした物価高騰に対して対策を求める意見書

上記議案を別紙のとおり茨城県議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和4年9月28日

茨城県議会議長 伊 沢 勝 徳 殿

提出者 茨城県議会議員 海 野 透

同 葉 梨 衛

同 西 條 昌 良

同 白 田 信 夫

同 飯 塚 秋 男

同 細 谷 典 幸

同 小 川 一 成

同 川 津 隆

同 山 岡 恒 夫

同 森 田 悦 男

同 常 井 洋 治

同 石 井 邦 一

同 齋 藤 英 彰

同 高 崎 進

電気料金をはじめとした物価高騰に対して対策を求める意見書

長期化するコロナ禍に加え、ロシアによるウクライナへの侵略により世界情勢が混迷を深めるなか、我が国では円安の影響も加わり、物価の高騰が続いている。

とりわけ、電気料金については、ウクライナ危機などで火力発電の燃料となる液化天然ガスや石炭の輸入価格が高騰したことが影響し、東京電力を含む大手電力10社の全てにおいて燃料費の上昇分を料金に上乗せできる燃料費調整制度の上限に達する見通しとなっており、全社が上限に達する見通しとなるのは燃料費調整制度が現行基準となって以降、初めての事態となっている。

今般の物価高騰は電気料金だけではなく、原油や原材料の価格高騰により、ガスや食料品等の価格にも及んでいる。この影響は国民のみならず事業者にも及んでおり、新型コロナ感染者の対応に迫られる医療機関・介護事業所をはじめ、原油・原材料価格の高騰や円安の影響を受けている中小企業や、米価の低迷などで収入が減少した農家への負担金引き上げが困難な土地改良区から対策を求める声が挙がっている。

よって、政府においては、電気料金をはじめとした今般の物価高騰に起因する国民の生活及び事業者の経済活動における負担を軽減するため、下記の事項について緊急の対策を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 地方自治体において、今般の物価高騰に伴う国民や事業者等の負担の軽減に向けた取組を確実に進めることができるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の財源確保など、地方に対する十分な財政措置を講ずること。
- 2 電気、ガスなどの公共料金の上昇を抑えるため、供給事業者への適切な支援策を講ずること。
- 3 エネルギー及び原材料の価格高騰を踏まえ、経営の安定化を図るとともに販売価格の上昇を抑制するため、各産業分野への支援の強化に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和4年 9月 日

茨城県議会議長 伊 沢 勝 徳

(提出先)

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
内閣府特命担当大臣（地方創生）

議第25号

性暴力の根絶に向けて地方自治体との連携強化を求める意見書

上記議案を別紙のとおり茨城県議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和4年9月28日

茨城県議会議長 伊 沢 勝 徳 殿

提出者 茨城県議会議員 海 野 透

同 葉 梨 衛

同 西 條 昌 良

同 白 田 信 夫

同 飯 塚 秋 男

同 細 谷 典 幸

同 小 川 一 成

同 川 津 隆

同 山 岡 恒 夫

同 森 田 悦 男

同 常 井 洋 治

同 石 井 邦 一

同 星 田 弘 司

同 齋 藤 英 彰

同 高 崎 進

性暴力の根絶に向けて地方自治体との連携強化を求める意見書

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじり、その心身に長期にわたり重大な影響を及ぼすものであり、その根絶は早急に解決しなければならない喫緊の課題である。

一方、性犯罪については、犯罪が露見することで加害者が職等を失い更生の道が閉ざされることや、本人だけでなく、家族も平穏な生活を失うことがあるといった問題も指摘されており、被害者支援を積極的に進めるとともに、再犯防止や加害者の更生支援も重要である。

このような中、本県議会においては、被害者支援並びに犯罪の再発防止及び加害者更生支援を図ることによる性暴力の根絶に向けた条例の制定に取り組んでいるところである。

条例制定の検討の中で、これらの対策を進めるためには、国、自治体、各種団体等関係機関との連携や加害者等に係る情報の共有が不可欠であるとの意見が出されている。

とりわけ、情報共有に関しては、再犯防止のための支援を行うに当たっては、対象者の把握・確認等のため、その情報を得る必要があるものの、当該情報については、加害者の利益を保護する必要性等から国の機関など限られた組織のみが所有するものが多く、地方公共団体がそうした情報を独自に収集することは容易ではない。

このため、これらの情報に関して、厳重な管理の下で、性暴力根絶に真に必要なものについて自治体に共有を図っていただくよう求めるものである。

よって、下記の事項を実施するよう、要望する。

記

- 1 性犯罪・性暴力の被害者及び加害者支援の充実を図るとともに、国が所有する加害者等の情報について、捜査から出所後に至るまでの各段階において、厳重な管理の下での共有と併せ、自治体が行う被害者及び加害者支援のための各種事業に係る情報が対象者に確実に提供されるような仕組みを創設すること。
- 2 加害者の再犯防止や更生に向け、地方の実情を十分に聴き取った上で、地域のガイドラインとなる再犯防止プログラムを早期に策定すること。
- 3 上記事項を推進し、性暴力根絶に向けた取組に実効性をもたせるために、関係法令等の整備や十分な予算措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和4年 9月 日

茨城県議会議長 伊 沢 勝 徳

(提出先)

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
法務大臣
財務大臣
国家公安委員会委員長

議第 26 号

教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持を求める意見書

上記議案を別紙のとおり茨城県議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

令和 4 年 9 月 28 日

茨城県議会議長 伊 沢 勝 徳 殿

提出者	茨城県議会議員	海 野 透
	同	葉 梨 衛
	同	西 條 昌 良
	同	白 田 信 夫
	同	飯 塚 秋 男
	同	細 谷 典 幸
	同	小 川 一 成
	同	川 津 隆
	同	石 井 邦 一
	同	高 崎 進
	同	齋 藤 英 彰

教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持を求める意見書

学校現場では、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。また、新型コロナウイルス感染症対策に伴い、教室の消毒作業等の新たな業務も発生している。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠である。

令和3年3月の義務標準法の改正により、小学校の学級編制標準は段階的に35人に引き下げられることとなったが、今後は、小学校だけに留まることなく、中学校・高等学校での35人学級の早期実施も必要である。加えて、きめ細かい教育を進めるためには、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が不可欠である。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もあるが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題である。義務教育費国庫負担制度については、「三位一体の改革」の中で平成18年度に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられた。国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠である。

よって、国会及び政府においては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請する。

記

- 1 中学校・高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級の推進について検討すること。
- 2 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
- 3 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財源を確保した上で義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和4年 月 日

茨城県議会議長 伊 沢 勝 徳

(提出先)

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣

議第27号

旧統一協会(世界平和統一家庭連合)問題の徹底究明と被害者救済を
求める意見書

上記議案を別紙のとおり茨城県議会会議規則第14条第1項の規定により
提出します。

令和4年9月28日

茨城県議会議長 伊 沢 勝 徳 殿

提出者 茨城県議会議員 山 中 たい子

同 江 尻 加 那

旧統一協会（世界平和統一家庭連合）問題の徹底究明と被害者救済を
求める意見書

旧統一協会（世界平和統一家庭連合）をめぐり、深刻な被害を生み出してきた反社会的活動の実態が明らかになっている。また、多くの政治家が旧統一協会と深い関係にあったことが次々に明るみとなり、国民の不信を招く社会問題となっている。

旧統一協会は、先祖因縁や霊界の恐怖を煽る脅迫的行為によって、国民・信徒に対して社会的に不相当な高額な献金や物品購入を強いる被害を広げてきた。全国霊感商法対策弁護士連絡会によると、把握されている被害は、1987年から2021年までに3万4,537件、被害額は1,237億円余にのぼる。

旧統一協会の霊感商法は、刑事裁判で断罪され、民事裁判でも違法性が繰り返し認定されてきた。警察が2007年から2010年にかけて、強制捜査などによる摘発をすすめ13件、30人以上の信者が逮捕された。また、旧統一協会の伝導・教化活動についても、被勧誘者に対する違法行為であることを認めた一連の判決（2013年10月31日の札幌高裁判決など）が出ている。

それにもかかわらず、大臣や副大臣、政務官を含む政治家が、旧統一協会や関連団体の集会への参加や祝電送付などを行い、広告塔の役割をはたしてきたことが明らかとなった。なかには選挙運動での支援や献金・パーティー券の購入など、深い癒着関係にある議員の実態も報道されている。

こうした政治家の行為は、反社会的活動を容易にし、その是正を困難にするものである。とくに、2015年の統一協会から世界平和統一家庭連合への名称変更に際して、当時の文部科学大臣が関与していた疑惑もとりざたされている。

信者が破産し家庭崩壊となる例があとをたたず、信者の子どもたち（いわゆる統一協会二世）からは、献金による生活困窮や信教の自由、結婚・恋愛の自由が認められないことへの悲痛な声が上がっているなど、被害は現在も続いている。

よって政府においては、政治家と旧統一協会との関係を徹底的に調査糾明し、公表するとともに、今後は一切の関係を断つことを求める。また、国として旧統一協会による被害の全容を調査し、把握するとともに、被害根絶のために捜査態勢を見直し、宗教法人法に基づく解散命令を視野に入れた検討を行い、情報提供や被害予防対策など被害者の救済と支援を強化することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和4年 月 日

茨城県議会議員 伊 沢 勝 徳

(提出先)

内閣総理大臣
内閣官房長官
文部科学大臣
法 務 大 臣
外 務 大 臣
総 務 大 臣
衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長

議第28号

原発推進方針の撤回を求める意見書

上記議案を別紙のとおり茨城県議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和4年9月28日

茨城県議会議長 伊 沢 勝 徳 殿

提出者 茨城県議会議員 山 中 たい子

同 江 尻 加 那

原発推進方針の撤回を求める意見書

政府は8月24日、「GX（グリーン・トランスフォーメーション）実行会議」で、東海第二発電所を含む原発7基の追加再稼働や原発の運転期間の延長、次世代革新炉の建設による原発の新設やリプレースの検討など、原発推進方針を表明した。

政府はこの間のエネルギー基本計画等で「原発依存を可能な限り低減する」としてきたが、国会での議論もないままの重大な方針変更は、大きな問題である。

原発は一基あたりの出力が大きい電源ではあるが、柔軟に止めたり動かしたりすることはできず、出力調整も難しい。また、老朽原発の運転は事故の危険を高め、計画外に停止すれば広範囲に大きな影響をもたらす。ずさんな安全管理によるトラブル・隠蔽などの不祥事や訴訟リスクも高く、原発は不安定な電源と言わざるを得ない。

「次世代革新炉」などの言葉が躍るが実現可能性はあいまいであり、巨額の税金を投入したあげく廃止となった、もんじゅやふげんなどの二の舞になることは目に見えている。原発新設には計画から少なくとも10～20年かかり、現在の電力需給やCO₂排出量削減に貢献することはない。さらに、将来世代に核のごみを一層押し付けることになる。

電力供給のリスクを軽減するには、①大規模電源の集中リスクや遠隔地電源への依存リスクを軽減し、再エネなどの分散型エネルギーシステムへの転換、②再エネの発電量や潜在量が大きい地域と、大都市圏のエネルギー大量消費地をつなぐ送電線の増強、③東日本と西日本の間での電力融通のための連系線設備能力の強化、④需要側のタイミング調整による電力需要のピークカットのためのデマンドレスポンス制度の導入や蓄電システムの強化などの対策が求められる。

こうした取組を積極的に推進するためにも、政府は原発推進方針を撤回し脱原発に舵を切るべきである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和4年 月 日

茨城県議会議員 伊 沢 勝 徳

(提出先)

内 閣 総 理 大 臣

経済産業大臣兼GX実行推進担当大臣

衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長

議第 29 号

再生可能エネルギーによる脱炭素社会の実現を求める意見書

上記議案を別紙のとおり茨城県議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

令和 4 年 9 月 28 日

茨城県議会議長 伊 沢 勝 徳 殿

提出者 茨城県議会議員 設 楽 詠美子

同 玉 造 順 一

再生可能エネルギーによる脱炭素社会の実現を求める意見書

岸田総理大臣は8月24日、GX（グリーントランスフォーメーション）実行会議において、再稼働済み10基の稼働確保に加え、設置許可済みの7基の原発再稼働に向け、国が前面に立ってあらゆる対応をとる方針を表明した。また、次世代型原子力発電の開発や原子力発電所の運転期間延長などについては、年末に具体的な結論を出すよう同会議に指示した。

今回表明された方針は、東京電力福島第一原発事故を受けて、原子力発電への依存の低減と、安全を最優先するとしていた政府の姿勢を大きく転換する内容であり、慎重な議論と国民の広範な合意が不可欠である。

とりわけ原子力発電所の再稼働については、再稼働済みの原発に加えて、設置許可済みの原発も含め17基の2023年夏までの再稼働が目標とされたが、対象となる原発の多くは安全対策上の課題を抱えているほか、避難計画の策定や地元合意についてもそれぞれの原発立地地域において事情が異なるものであり、拙速な結論は避けるべきである。

よって政府においては、原発に依存しない脱炭素社会を実現するため、再生可能エネルギーの普及拡大や省エネルギーの推進のために必要な施策をより積極的に推進するとともに、安全で持続可能なエネルギー政策の確立について、国民への十分な説明と理解を前提とした慎重な議論を進めることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和4年9月 日

茨城県議会議長 伊 沢 勝 徳

(提出先)

内 閣 総 理 大 臣

経済産業大臣兼GX実行推進担当大臣